2　厚生労働大臣は、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務の円滑な運営を図るため、年金数理人について、次の各号に掲げる事項を記載した名簿（以下この条において「年金数理人名簿」という。）を作成するものとする。

一　年金数理人の氏名、生年月日、住所及び所属する法人の名称

二　年金数理人名簿への登載をした年月日

三　その他厚生労働大臣が定める事項

3　年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

一　履歴書

二　第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類

4　年金数理人の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた者については、年金数理人名簿に登載するものとする。

5　厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者について、当該登載された旨を通知するものとする。

6　年金数理人は、名簿登載事項に変更があった場合は、遅滞なく厚生労働大臣に変更届を提出しなければならない。

7　年金数理人名簿に登載された者が、年金数理人の要件について不実の告知を行って年金数理人名簿に登載されたことが判明したときは、厚生労働大臣は、当該登載を取り消すものとする。

8　厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、抹消の申し出を行ったとき、又は第一項に規定する要件に該当しなくなったときは、当該登載の抹消を行うものとする。

第百十七条第二項中「第一号（」を「第一号（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあっては、」に、「を除く」を「に限る」に、「、第二号（」を「及び第二号（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあっては、」に、「、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない」を「に掲げる事項に限る」に改め、同項第四号及び第五号を削る。

第百二十二条の二を削る。

第十一章を削る。

附則第四条中「第一条第一項」を「第一条」に改める。

附則第五条の二を次のように改める。

（連合会の年金経理から業務経理への繰り入れに係る経過措置）

第五条の二　連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは「附則第五条の二」とする。

様式第一号（備考）及び様式第二号（備考）中「（同令第73条第２項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第三号（表面）中「第九十条第一項」を「第九十一条第一項（第九十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」に、「確定給付企業年金実施事業所検査証・基金検査証」を「確定給付企業年金実施事業所検査証・基金検査証・連合会検査証」に改め、同様式（裏面）中「に対し」を「又は連合会に対し」に、「確定給付企業年金の」を「その事業の」に、「事業主等の」を「事業主等若しくは連合会の」に改める。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「厚生年金基金の規約又は」を削り、「企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度）」を「確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金）」に改める。

第五条第一項第六号中「（」の下に「企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、」を加え、同項第十号中「（法第三条第三項第七号に掲げる事項に係るものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

十一　法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）

第五条第二項に次の一号を加える。

五　前項第十一号に掲げる事項

第六条第一項第五号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金の規約その他」を削り、同項第六号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第八条第一項第二号中「、厚生年金基金」を削る。

第十条第一項第二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、同項第三号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「（平成十三年法律第五十号）」を削り、同号中ハをロとし、ニからトまでをハからヘまでとし、同号チ中「第七十二条第三項第七号」を「第七十二条第三項第八号」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとする。

第十一条第一項中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第十五条第一項第十二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金、」を削り、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百四十九条第一項」を「確定給付企業年金法第九十一条の二第一項」に改める。

第二十一条第九号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金」を削る。

第二十六条第一項第五号中「厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は」を削り、「第百十七条の二第四項若しくは第百十七条の三第四項又は第九十一条の二十七第四項」に改める。

第三十条第一項中第一号を削り、同項第二号中「第二十二条第一項第三号又は第四号」を「第二十二条第一項第一号又は第二号」に、「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改め、「及び前号に掲げる期間」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第一号中「厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）又は」及び「厚生年金基金脱退一時金相当額又は」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第九十一条の二第二項」を「第九十一条の十九第二項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十一条中「厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。）、」を削る。

第三十九条第二項第二号ニ及び第四十五条第一項第二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に、「加入員又は受益者等」を「加入者」に改める。

第五十六条第一項第十二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改め、「厚生年金基金、」を削る。

第五十九条第二項中「、同項第三号中「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と」を削る。

第六十二条第四項を削る。

第七十条第二項第二号ハ中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶から⑹までを⑵から⑸までとする。